

《技術資料》 電気用品安全法に基づくケーブル表示及び販売について	TRD-07033	
	発行年月	2007. 11
	富士電線株式会社 伊勢原工場 電力技術課	

平成11年に電気用品取締法（旧法）が電気用品安全法（新法）に改正され、平成13年4月1日に施行されました。規制対象品には新法マーク（PSE）を表示することが義務付けられ、既に電気用品取締法に基づく表示を付して市場に流通している規制対象品については、経過措置として、期間を限って販売又は販売目的で陳列することが認められました。販売の経過措置期間は対象となる製品により5年、7年、10年と定められており、電線・ケーブルは7年とされています。

表-1

種類	主な対象品種	新マーク	旧マーク	販売猶予期間
特定電気用品 (112品目)	電気温水器、電気便座	 又は <PS>E		平成18年3月31日
	電気ポンプ、電気マッサージケーブル (定格電圧100V以上600V以下 22mm <sup>2</sup> 以下, 線心7心以下)			平成20年3月31日
	蛍光灯用ソケットなど			平成23年3月31日
特定以外の 電気用品 (338品目)	電気冷蔵庫、電気洗濯機	 又は (PS) E	 甲種のみ  乙種は マークなし	平成18年3月31日
	ホットプレート、エアコン ケーブル (定格電圧100V以上600V以下 22mm <sup>2</sup> を超え100mm <sup>2</sup> 以下 線心7心以下)			平成20年3月31日
	電線管など			平成23年3月31日

・電気用品安全法施行令 附則第4条による

弊社の電気用品安全法対象製品につきましては、低圧耐火ケーブルのみであり、2002年（平成14年）より新マークにて運用を開始しており、旧マーク表示の在庫品もなく、弊社より出荷されることはありません。

お客様におかれましても、平成20年3月31日をもって、新品、中古品のいかなを問わず、▽マークのある製品の販売、再販売ができなくなりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<対象となる弊社製品>

- ・「SH-C」「EM-SH-C」「SHFR」の7心以下かつ100mm<sup>2</sup>以下  
各心シース（-D, T, Q）、銅テープ遮へい（-Cu）、鉄テープ遮へい（-Fe）を含む。
- ・個別品で▽マークを付した製品

以上